

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第2の10 (2) ①	第2の10 (2) ①は、中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産を管理保護するよう努めるものとするとしている。 しかし、自分の権利を守るよう努力義務を課するというのは、余計なお世話であり、この規定は、不要である。	当該規定は、従前の内容を変更するものではありません(現行振興基準第8の5(1)②)。振興基準は、中小受託事業者の振興のため、委託事業者及び中小受託事業者のよるべき一般的な基準を定めるものであり、価値の源泉たる知的財産については、中小受託事業者が自覚的に管理保護をしていただくことが望ましく、努力義務を規定するのが相当であると考えことから、原案のとおりとさせていただきます。
2	全体  第4の2 (2)	<意見1> 各基準について、主に「～するものとする」「～するように努めるものとする」「～することを徹底する」の三種に書き分けています。それぞれの意味及び遵守する度合いについて基準の冒頭に表示することで、各事業者の取組みの指針となるのではないのでしょうか。 下の「振興基準に関するよくある質問」で、上記についての記載があることは承知しています。 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq13B_shinkoukijyun.html">https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq13B_shinkoukijyun.html</a>  <意見2> 第4-2-(2)の斜字部分である「その際、一方的な業界慣行に基づく対価の決定や従前の対価からの減額を行ってはならないほか、～」について、行ってはならない減額は「一方的な業界慣行に基づく対価の決定」と「従前の対価からの減額」のように読めます。どのような事情であっても、一律に「従前の対価からの減額」を禁止とするのではなく、「一方的な業界慣行に基づく対価の決定」と「一方的な業界慣行に基づく従前の対価からの減額」が禁止事項の趣旨ではないかと考えております。この場合、誤解を招かないように、基準の表示を修正することがよろしいのではないのでしょうか。	<意見1>について 振興基準は、中小受託事業者の振興のため、委託事業者及び中小受託事業者のよるべき一般的な基準を定めるものであるため、同基準の解釈等については、別途「振興基準に関するよくある質問」や「下請取引適正化推進講習会テキスト」によって提示することが望ましく、原案のとおりとさせていただきます。なお、本ご意見については、「振興基準に関するよくあるご質問」等の周知に関する課題として承り、今後の運用に活かして参ります。  <意見2>について ご意見を踏まえ、第4の2(2)中「その際、 <u>一方的な業界慣行に基づく対価の決定</u> や従前の対価からの減額を行ってはならないほか」を、「その際、 <u>業界慣行に基づく一方的な対価の決定</u> や、従前の対価からの <u>一方的な減額</u> を行ってはならないほか」と修正いたします。
3	第3	第3 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項の(1)と(2)に、「セキュリティ対策」とあります。 諸法令や多くの省庁の組織名等では「サイバーセキュリティ」という表記をつかっています。特別のこだわりや理由が無いのでしたら、そちらに合わせて「セキュリティ対策」となっている文言を「サイバーセキュリティ対策」と修正してもよいのではないかと思います。	他の省庁におけるガイドライン等においても、「セキュリティ対策」という用語を使用している例は散見されるため、原案のとおりとさせていただきます(例：デジタル庁「政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン」2024年1月31日)。
4	第3	<意見1> ・該当箇所 第3 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項(P10) ・意見内容 改正前の「一般的事項」を削除してしまうと表題(中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項)と内容が整合していないように思われるため、改正に合わせて表題も見直すことが望ましい。	<意見1>について 表題は、受託中小企業振興法3条2項の法定事項に合わせて規定しております。また、改正後における第3の記載事項も「下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化」に関する事項であると考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
	第4の2 (2)	<p>&lt;意見 2 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所</li> </ul> <p>第 4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項</p> <p>2 対価の決定の方法の改善 (2) (P14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見内容</li> </ul> <p>「また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合～遅滞なく協議に応じるものとする。」の後に下記の文言を追加いただきたい。</p> <p>「なお、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが下落した場合又は発注内容を変更した場合は定期的な協議以外の時期であっても委託事業者から協議を申し出ることができる。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理由</li> </ul> <p>委託事業者からも価格協議を申し出ることが可能なことを明確にするため、追記いただきたい。</p>	<p>&lt;意見 2 &gt;について</p> <p>振興基準は、中小受託事業者の振興のため、望ましい取引のあり方を規定した基準でございます。取引上の立場の問題から、中小受託事業者は委託事業者に対して協議を持ちかけることが一般的に難しいことから、協議に関する規定を置いているのに対し、委託事業者は、中小受託事業者に対し、比較的容易に協議を持ちかけることができる以上、あえて記載する必要性は低いと考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
5	<p>第1の 2</p> <p>第2の 2</p> <p>第2の3</p> <p>第4の2 (1)</p> <p>第4の2 (5)</p>	<p>&lt;意見 1 &gt;</p> <p>P3 脱炭素化についてのコストのSC全体負担が言及されているが、情報化等については同様ではないか。いずれにしても価格転嫁という形で委託事業者の負担は発生するため、言及の必要性は無いのでは</p> <p>&lt;意見 2 &gt;</p> <p>P4 第 2 2 契約条件の明確化及び書面等の交付について、「価格、付随費用（型・治具等の費用、運送費、保管費等）、仕様変更時の追加料金・算定方法等」は、中小受託事業者側からの情報開示も必要であり、契約条件を明確化するには委託事業者と中小受託事業者の双方からの情報提示と確認は必要と考える。</p> <p>EX：「委託事業者、及び中小受託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、双方で十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型・治具等の費用、運送費、保管費等）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件の確認を行い、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。」</p> <p>&lt;意見 3 &gt;</p> <p>P4 第 2 3 下段「共同して行うものとする」は、振興法に基づいて規範性が高く、個別事案の問題性の大きさ等を踏まえ、場合によって指導・助言の対象となり得る規定であり、上段と同様に『共同して行うことに務めるものとする』とするのが適当と考えます。</p> <p>&lt;意見 4 &gt;</p> <p>P13 第 4 2 (1)について、現行規定にある『客観的な経済合理性』を『合理性』と修正する意図をご教示願いたい。単に『合理性』のみだとすべきことが曖昧となるため、現行通り「客観的な経済合理性」とすべきと考えます。併せて語尾を「～するよう努めるものとする」に修正する形でも良いと考えます。</p> <p>&lt;意見 5 &gt;</p> <p>P16 第 4 2 (5)について、「委託事業者」「中小受託事業者」と明記されており、明確に取適法における「不当な経済上の利益提供要請の禁止」行為についての規定と理解しました。この理解が正しい場合、本規定は取適法の規定を満たしておらず、取適法の規定では、左記の対応では不十分で、委託事業者が中小受託事業者の直接的な利益を『明確にする（これを提供してくれたら〇〇円儲かりますよ）』までした上で要請しないと違反とされており、取適法の規定に沿う形とすべきと考えます。</p>	<p>&lt;意見 1 &gt;について</p> <p>本改正部分については、国会審議の内容も踏まえ、サプライチェーン全体での負担を明確化する趣旨で今回新たに新設したものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、本ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>&lt;意見 2 &gt;について</p> <p>「書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する」主体は、あくまで委託事業者であること、「十分に協議を行う」ためには中小受託事業者の協力も必要であることは当然であることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>&lt;意見 3 &gt;について</p> <p>ご意見をふまえ、第 2 の 3 中「<u>中小受託事業者の要請に応じ、生産又は配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。</u>」を「<u>中小受託事業者の要請に応じ、生産又は配送システムの見直し等の取組を共同して行うよう努めるものとする。</u>」と修正いたします。</p> <p>&lt;意見 4 &gt;について</p> <p>交渉プロセスに着目した「適切に協議を行わない対価の決定の禁止」規定（取適法 5 条 2 項 4 号）の追加という取適法の趣旨に沿う形で本規定を改正したものであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>&lt;意見 5 &gt;について</p> <p>当該規定は、従前の内容を変更するものではありません(現行振興基準第6の1(2))。また、この点は、意見公募に付された取適法運用基準でも改正予定はないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
	第4の3 (1)  全体  第3 (2)  第4の3 (4)  第5	<p>&lt;意見 6 &gt; P19 第4 3 (1)は取適法規定への対応について記載されているため、「中小受託事業者との取引における発注」とすべきと考えます。</p> <p>&lt;質問 1 &gt; 改正前後で記載箇所が変更されている項目があるが、その理由は？（例えば、基本契約の締結が改正前39ページ→改正後3ページ、知的財産の保護は改正前40ページ→改正後8ページへ移行されたのは優先順位の変更によるものか？）</p> <p>&lt;質問 2 &gt; P10 第3 委託事業者側からの標準的なコンピュータ、ソフトウェア・・・等の提供について、贈与に関する税法上での留意点があればご教示頂きたい。</p> <p>&lt;質問 3 &gt; P20 第4 3 (4) 業種全体が遅れている事や、業種内で遅れている事をどのようにして認識・把握すると想定しているか？</p> <p>&lt;質問 4 &gt; P29 第5 振興事業計画の作成を努めるように記載した背景（どういったことが理由、問題で追記したのか）</p>	<p>&lt;意見 6 &gt;について ご意見を踏まえ、第4の3 (1) 中「委託事業者は、<u>発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。</u>」を、「委託事業者は、<u>中小受託事業者に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。</u>」と修正いたします。</p> <p>&lt;質問 1 &gt;について 規定位置の変更は、委託事業者及び中小受託事業者の皆様にとって、振興基準がより使いやすく、かつ、見やすくなるようにする趣旨の下、関連する規定を同一の大項目にまとめるよう修正しております。</p> <p>&lt;質問 2 &gt;について 税法上の留意点については、国税庁または税務署にご確認をお願いいたします。</p> <p>&lt;質問 3 &gt;について 業界団体による自主行動計画の策定・改定を通じた業界内の問題事例の共有や、委託事業者と中小受託事業者との間の取引適正化に向けた協議等によって、認識・把握していくことが可能であると考えております。また、中小企業庁が行っている価格交渉促進月間フォローアップ調査や、取引条件改善状況調査の結果公表資料等からも把握可能ですので、ご活用ください。</p> <p>&lt;質問 4 &gt;について 令和7年度下請振興法改正において、振興事業計画の内容を改正したことに伴い、その周知や同計画の利活用を促進する趣旨で、今回新たに明記したものになります。</p>
6	第4の3 (3)	<p>第4の3(3) 「一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担とせず、かつ、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を、満額取得できるようにするものとする。」との記載について。 現状の記載では、支払期日前の現金化にかかる手数料までも負担しなければならないように読めるため、記載ぶりを修正すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4の3 (3) 中「当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の<u>負担とせず、かつ、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、</u>」を、「当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の<u>負担としないようにする等、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。</u>」と修正いたします。</p>
7	全体  全体	<p>&lt;意見 1 &gt; 建設業も範囲であることを、8/21の説明会で初めて知った。もう少しを行うべきではないか。現行の案も2カ所しかなく、非常に分かりづらい。仮に振興基準に入れられないのであれば、参照先を追記する等、一文追加が必要ではないか。</p> <p>&lt;意見 2 &gt; 今回のパブリックコメントも、8/21の説明会でお話いただくまで知らなかった。 中小企業庁のウェブサイトにも掲載すべきではないか。日々、ウェブサイトは確認させていただいているが、今回の募集は掲載場所がわからなかった。</p>	<p>&lt;意見 1 &gt;について 建設業が下請振興法の適用対象に含まれることは、法律上の規定から明確であるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、本ご意見は、周知に関する意見として承り、今後の運用に活かして参ります。</p> <p>&lt;意見 2 &gt;について 本意見公募は、定められた意見公募手続に則って適正に運用しております。</p>

